

小田原市教育委員会臨時会会議録

1 日時 平成23年6月13日(月)午後7時00分～午後7時50分

場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 山田浩子

2番委員 前田輝男 (教育長)

4番委員 和田重宏 (教育委員長)

5番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

教育部長 三廻部 洋子

教育部副部長・教育総務課長事務取扱 佐藤 富朗

保健給食課長 柳川 美恵子

教育指導課長 西村 泰和

指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 栗畑 寿一朗

保健給食課保健係長 鈴木 富子

(事務局)

教育総務課副課長・総務係長事務取扱 阿部 祐之

教育総務課主任 井上 晃輔

4 報告事項

(1) 学校生活における放射能対応について (保健給食課)

5 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定…山田委員、前田委員に決定

(3) 報告事項 (1) 学校生活における放射能対応について (保健給食課)

保健給食課長…それでは報告事項(1)「学校生活における放射能対応について」御説明

させていただきます。お手元に資料を用意させていただきました。

5月24日の定例会で、東日本大震災により引き起こりました原発事故の影響で、教育現場におきましても、学校環境である大気や、プールの使用、また、給食で使用する食品の安全に対する問い合わせが寄せられるようになったこと、また、これらの安全については、国や県で実施している空間放射線量、定時降下物、水、食品、農用地土壌の監視結果から、現状では事故前の通常の状態に戻っていて健康に影響のあるレベルではなく、日常生活上、特別の対応をとる必要はないという県の見解が示されていること、そうした状況を踏まえまして、学校生活における放射能対応について教育委員会としてその時点で、対応してまいりましたことをご報告させていただきました。

本日は、そうした状況を踏まえ、教育委員会として、学校現場に対して、その後どのような指導を行ってきたか、ご報告させていただくとともに、各委員の皆様のご意見等伺わせていただければと存じます。

お手元の報告資料の1ページをご覧くださいと存じます。5月17日に配布いたしました、文部科学省が作成した資料については、5月の定例会で委員の皆様にも情報提供させていただきました。その後、国は今後、できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、当面年間1ミリシーベルト以下を目指すという内容の発表を5月27日に行いました。その内容は、資料の2ページから3ページにございます。

1ページにお戻りいただいて、5月25日には、教育長名で「放射線に対する学校での対応について」として、教育現場においては風評被害や不安などを考慮し、保護者への対応を慎重に行うことなど指示するとともに、プールの清掃については、保護者から心配の声も届いておりますので、今年度はプール底の泥等の除去は教職員等で行い、児童生徒は泥等を除去した後の清掃に参加させることとする旨、通知をいたしました。また、5月27日ですが、資料の4ページから6ページをご覧くださいと存じます。資料5ページの福島第一原発の事故以降の神奈川県内の放射線等の状況から、児童・生徒を含めて県民の健康に影響のあ

るレベルではなく、県民の安全は確認されているとする県の認識等が示された県通知を同日、情報提供いたしました。

1 ページにお戻りいただいて、6月7日には、プールの使用について、保護者等から心配の声が寄せられましたので、各学校のプールについては十分に清掃し、新たに水道水を入れており、水道水の安全は確認されているとともに、大気中の降下物については雨天時においても不検出の状態が続いているので、例年通り使用して差し支えない旨、通知いたしました。

また、文部科学省が「放射線の存在を身近に感じてもらうことにより、放射線に関する知識の普及と理解増進を図る」ことを目的として貸し出しを行っている、簡易放射線測定器「はかるくん」を、教育委員会で12台借り受け、先週、各中学校区に配布をいたしました。小学校等と連携して活用していただきたいと考えております。

なお、5月30日から6月8日にかけて市が実施いたしました小中学校等における空間放射線量率については、6月10日に環境部で記者発表をしております。その内容は、資料の7ページから9ページとなっております。校庭等の放射線量につきましては、毎時0.03～0.14マイクロシーベルトでした。7ページの記者発表資料の注釈にありますように、文部科学省が5月27日に新たに示した数値、これは当面年間1ミリシーベルトを目指すものですが、また、国際放射線防護委員会の勧告による一般人の安全基準である年間1ミリシーベルトを下回っております。

次に、学校給食における対応については、ほぼ前回ご報告させていただいたとおりです。6月1日には、学校給食会総会で全小中学校の校長と保護者代表へ学校給食の対応状況について報告いたしました。

以上で、学校生活における放射能対応について、報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

和田委員長…プールの清掃をした後の泥等の処理はどのようにされているのでしょうか。

保健給食課長…学校薬剤師が放射線取扱主任者という資格を持っていますので、学校薬剤師に相談しながら対応について検討してまいりました。資料の5ページにもございますように、県内の降下物の最大値がセシウムで210ベクレルですので、その数値も考慮しながらお話しを伺いましたところ、問題ないとのことでした。ただ、念のために、プールの底の泥等につきましては、子どもの立ち入らない場所の土の中に埋めていただくよう、各学校には6月10日付けで通知をいたしました。なお、校長会には6月3日にお話しをしてございます。

和田委員長…色々と報道されているように、局地的に高い線量になる放射線ホットスポットというものもございますので、先ほどの検査結果がたまたまホットスポットでない場所で検査したものなのかもしれませんし、ホットスポットの場所を中々特定出来ないのではないかという不安が一般の保護者にはあるのではないのでしょうか。その点についての考慮は何かあるのでしょうか。

保健給食課長…先日の放射線についての講演会でも講師の方からお話しがございましたが、日本の中でも空中放射線量について西高東低の傾向がございまして、日本の西部は鉱物の関係で放射線量が高いとのことでした。そういったこととなりますと、例えば小田原の一つの学校の校庭の中でも、鉱物があるとホットスポットになる可能性もあります。小田原市で市内全小・中学校を含む66地点で調べて、全て規定の範囲内に収まっておりまして、傾向は把握出来ているとは感じていますが、それを詳しく調べることは非常に難しいと思います。

山田委員…66地点で測定したのは空間放射線量率ということですが、山の土などに溜まっていた放射性物質が雨で川等に流れてしまうという、水の危険を懸念しています。学校ではプールが始まって、子どもたちは泳ぐだけでなく、プールの水を飲んだりもしてしまうと思われるため、保護者も怖さを感じていると思うのですが、プールの水の検査は具体的に出来るものなのでしょうか。

保健給食課長…最近では相模原市と鎌倉市において、教育委員会と環境部が合同で検査を実施したとのことであり、放射線濃度または線量検査の結果、問題なか

ったという報道がございました。本市におきましては、学校に通知いたしました内容と重なりますが、プールを十分に清掃したこと、新たに水道水を入れたこと、県の検査において大気中の降下物は4月22日以降、雨の日も含めて不検出の状態が続いていること、水道水につきましても市、県ともに放射性物質は不検出であることから相対的に判断いたしますと、問題ないのではないかと考え、今のところ検査はせずに、通常通りの使用で構わないという話をさせていただいています。

また、私が持っております日本放射線安全管理学会で検討中の資料の中で、校庭の砂が口に入ったり、プールの水を飲んでしまったりした時に内部被曝の心配はないかという質問がございまして、それに対する回答は、元々、人間の身体の中には体重60kgの人で約7,000ベクレルの放射能が存在しており、かつ土砂や水中の放射能はそれほど強いものではなく、大量に取り込む訳でもないので、あまり神経質になる必要はありませんということでした。例えば飲み水の場合の基準値は、その水を1年間飲み続けた場合に1ミリシーベルトになるというものですので、飲み水の暫定基準値以下であれば、健康への影響は全くないということでした。

和田委員長…保護者や現場の先生から教育委員会にはどのような不安の声が寄せられているのでしょうか。

保健給食課長…大気環境やプール、学校給食の食品についてなど様々な不安の声がございまして、例えば食品ですと、産地の公表を求める問い合わせなどがございまして、栄養士等が対応しております。

保健給食課保健係長…学校や保護者からの問い合わせにつきましては、学校の放射線量等を数値で表して欲しいとの要望も多くありました。今回、6月10日の記者発表資料にもございますように数値が出ましたので、不安は小さくなって来るのかなと感じております。

前田教育長…数値が出たことで一定の安全は知らせることが出来たと思いますが、学校のプールの水の検査や土壌検査を、全部の学校とは言いませんけれど、1箇所でも2箇所でもしていただけると保護者の方が安心するという意見が校長会からございました。学校現場では、保護者からの心配の声や苦情がとても多いようです。ただ、既に6校で水泳指導が始まっておりますが、

大きな混乱は今のところないようです。

和田委員長…土壌についての線量測定はまだなされていないのでしょうか。資料にある測定結果は大気中のものでしょうか。

保健給食課長…大気中の測定ではございますが、福島の実地測定に沿って、地表から5 cm、50 cm、1 mの3段階で66地点の測定を行っております。ちなみに地表5 cmの測定結果というのは地面から発する放射能も含んでいるということです。その数値が50 cmと1 mの測定結果とほぼ変わりがないということです。そのことと教育長が仰ったことはまた別であるとも考えております。

和田委員長…先ほどの説明の中で、プールに新しい水道水を入れたということでしたが、それを供給している浄水場できちんと検査をしており、その結果、不検出ということだと思いますので、それで十分な気もするのですが、それでは中々納得していただけないのでしょうか。

前田教育長…高田浄水場の水質の確認はしているのでしょうか。また、橘地区は県の水道ですが、そちらも確認はしているのでしょうか。

保健給食課長…確認しております。県については毎日の検査結果を発表しており、6月9日付けの各浄水場の検査結果も放射性物質は不検出となっております。市については1週間に1回程度の検査を行っており、6月8日の検査でも不検出となっております。

和田委員長…それで十分だと思うのですが、まだ何かそれ以上に不安材料があるのでしょうか。

山口委員…どのような数値を出しても、不安に思う方はいらっしゃると思います。ただ、その方が家で全く水を飲まないかということ、そのようなことはないでしょうし、外も普通に出るでしょうし、現時点で普通な生活をしている限りはこの検査結果で十分な気がします。それでも不安な方がいて、子どもをプールに入らせたくないといった場合は、それは仕方がない気がします。

教育部長…プールにつきましては、不安を感じている子どもや保護者の方が入りたくないということであれば、その意向を尊重してくださいという通知を出しております。学校生活につきましても、心配であればコンクリートの建物

の中に入っていれば、外の4割どころか1割程度になるという話もございますので、校庭に出ずに泥を吸わないことに気をつければ良いのかもしれませんが。

山田委員…市と県の水道水が安全だという情報を、保護者の皆さんが知らないのではないかと思います。例えば教育委員会から、定期的に水道水の検査結果を学校に流していただければ、そこから保護者の方に伝えることが出来るので、安心されると思います。そのような情報を定期的に流すことは難しいのでしょうか。

教育部長…市のホームページを見ていただければ、市の水道水だけでなく、県の測定結果も全て確認していただけるようになっております。ただ、お忙しくて中々確認出来ないこともあろうかと思いますので、少し工夫して「本日の状況」のようなものを出しても良いのかもしれませんが。

山田委員…教育委員会で「本日の状況」として、水、空気などの測定結果を出していけば安心されるのではないかと思います。一般の保護者の方は知らないのではないかと思います。

前田教育長…いかに分かりやすく、なるべく頻度を多く、保護者の方に学校を通して説明するという事は一番大事な事だと思います。測定結果の数値などを積極的にお知らせしていけば保護者の方にも納得していただけると思います。

実は修学旅行につきましても小田原市では実施したのですが、それも当初は61件の保護者の方から、不安であるので子どもを参加させたくないとの声がありました。校長会でも検討したのですが、最終的には教育委員会も一緒に責任を負うので実施しようということになったのですが、その時は毎週、6年生の保護者の方に「修学旅行だより」というものを校長会と教育委員会から出しました。それにより安心していただいて、結果的に放射能の不安で欠席した子どもは1人もいませんでした。

安全が確保されているのでしたら、保護者の方が安心するための情報をいかに出すかということがポイントになってくるのかなと思います。

教育部長…先日の放射線についての講演会の際に、日本科学技術振興財団の担当の方と簡易放射線測定器「はかるくん」についてお話しをさせていただきました。

たところ、プールの水の上でも、校庭の土の上でも、気になるところはどこでも測って下さいとのことでした。水たまりがあったような場所は数値が高くなるかもしれませんが、このところ雨がたくさん降っておりますので、ほとんど拡散して分からないような状況なのではないかと思えます。

和田委員長…先ほど山口委員が仰ったように、不安がる方はどのような数値を出しても不安に思われると思えますし、不安を煽る情報も世間にはありますので、尽きない議論だと思えます。ただ、私が専門家の方と話をした中では、専門家の方は皆さん大丈夫だと仰っていました。専門家の方が大丈夫だと考える裏には専門的知識があるので、対応出来るのだと思えます。情報を知らない方、分からない方が不安に思われているのだと思えますので、出来るだけ細かに情報を出すような仕組みを作ることが必要だと思えます。その上でも不安に思われる方全員に納得していただくことは不可能だと思えます。

また、昨年、学校農園について取材をさせていただいて、記録をしたのですが、作物によって放射性物質を吸収する量が違うということが分かりました。今、懸念しているのが収穫期であるジャガイモでして、ジャガイモはセシウムを多く吸収する部類の作物に入っています。また、先日、どちらかの団体の主催で、子どもたちが菜種の収穫体験をしたとの新聞記事が載っておりました。ところが、それを収穫している子どもが殆どマスクも手袋もしておらず、半袖半ズボンで作業しておりました。データの裏づけがあつての行動であれば良いのですが、内部被曝は外部被曝よりも遙かに怖いことですし、菜の花はセシウムを吸収するトップクラスの作物ですので、それをそのような格好で作業していることは気になりました。そのように、作物についての心配もあるのですが、どのように対応したら良いのでしょうか。

山口委員…先日、検診に伺った学校では、様々な場所で「はかるくん」で測っていました。もしかしたら既に行っているかもしれませんが、試しに「はかるくん」で給食を測ってみるのはどうでしょうか。

和田委員長…大気中の測定器なので、物がたくさんあると鳴って、同じ物でも数が少ないと鳴らないというような誤差が出て来るようです。私もお茶葉で試した

のですが、量が多いと鳴るのですが、少量だと鳴りませんでした。子どもたちが食べる給食の量は少しですので、どのように測れば良いのかは難しいのかもしれない。

前田教育長…セシウムを吸収する作物の表等はあるのでしょうか。

和田委員長…あります。茄子、胡瓜、玉葱などは吸収しづらい作物で、キャベツなどは逆に吸収しやすいそうです。なお、米については玄米を食べている人は放射性物質の害を受けやすく、白米を食べている場合は害を受けにくいそうです。

また、インターネットで検索すればすぐに出て来ると思いますが、チェルノブイリ救援・中部という25年間放射線量を計測している団体があります。その団体が言っていることを参考までに申し上げると、ヒマワリはセシウムを吸収しやすいのですが、太く成長するため、その処理に困るということでした。その点、菜の花は同じようにセシウムを吸収しやすいのですが、実の部分に全部入るため、油を絞ると、その油にはセシウムは入らないとのことであり、そのため、処理がしやすいとのことでした。ただ、ヒマワリはこれまで神戸から中越まで復興のシンボルとしてバトンタッチされているものでありまして、それと放射能の問題とが混同されている部分があるのではないかとのことでした。

教育部長…先日の放射線についての講演会の際にも、教育効果は大きいのに、子どもに触らせない保護者がいるとか、心配するあまり、子どもを萎縮させてしまっている保護者がいるという話もありました。

和田委員長…心配のストレスのほうが被爆のストレスよりも大きいのではないかと専門家は盛んに仰っていました。

山田委員…「放射能に関する学校での対応について」という通知を5月末に各小中学校、幼稚園に出したということですが、その時期によって対応が変わると思いますので、定期的にそのような通知を出すのでしょうか。

保健給食課長…資料の1ページに流れを載せておりますが、個々の事項等につきまして、その都度、通知させていただいております。

山田委員…ある小学校の保護者への配布物を見たところ、とても具体的に注意点等が載っていました。それは学校の校長先生が自分で判断して出しているのだ

しょうか。

教育部長…文部科学省が作成し、教育委員会から出した資料であると思います。

保健給食課保健係長…プールの使用についての通知を出した際にも、保護者の方宛ての資料も出しております。

(その他質疑・意見等なし)

(4) その他 (1)「学校における大規模地震への対応」の見直し(案)について
教育部副部長…それでは、私から、その他の案件といたしまして、「学校における大規模地震への対応」の見直しにつきまして、御説明させていただきたいと存じます。

3月11日の東日本大震災以降、教育委員会では、各小学校が広域避難所に指定されている状況等を踏まえまして、市内の各小・中学校における地震対応マニュアルの「学校における大規模地震への対応」につきまして、津波対応や教職員の初動体制の暫定的な見直しを行うために、各学校長と協議を重ねております。その内容につきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず、1番目の職員の初動体制についてですが、小田原市において震度5弱の地震が発生した場合には、最低2人以上の職員が登校して施設の点検を行うこととしたいと思います。また、5弱の場合でも被害が甚大であるときや小田原市の震度が5強以上の場合につきましては、正規職員全員が登校を求めることとしたいと考えております。

次に、2番目の地震災害に対する児童生徒の対応についてでございます。まず、津波対応が必要ない場合ですが、震度5弱以上の地震が発生した場合、児童生徒の在校時には、小学校においては保護者に引き渡すことを原則とし、中学校においては集団下校することを原則としたいと考えております。

次に、3番目の津波対応が必要となる場合についてでございますが、津波の襲来が想定される学校につきましては、まず、児童生徒をあらかじめ定めた安全な場所に避難させることといたしまして、保護者への引渡しや

下校のタイミングについては、状況に応じて判断することとしております。このあらかじめ定めた安全な場所につきましては現在、各学校等でご検討いただいているところでございますが、教育委員会といたしましても、引き続き学校長等とご相談をさせていただきたいと考えております。

この暫定マニュアルにつきましては、内容を出来るだけ早く確定させ、各学校に通知したいと考えておりますが、「学校における大規模地震への対応」の本格的な見直しにつきましては、市の防災部による「地域防災計画」の全面改訂が予定されておりますので、それに併せて行う予定です。

なお、本件に関しまして、6月6日に、神奈川新聞の記者から教育委員会に取材があった結果、お手もとにございますように6月8日に新聞記事になりましたので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上です。

(質 疑)

山 口 委 員…津波対応が必要となる場合とない場合に分かれているのですが、必要の有無は分かるものなのでしょうか。

教育部副部長…津波警報や大津波警報などの気象庁からの予報が一定の目安となると思っています。

山 口 委 員…このような決まりを作ると、それに従い過ぎてしまうという懸念もあると思います。これは臨機応変に行動して良いということを明記は出来ないのでしょうか。例えば、今回の大地震の際にも、ある町では防災無線が倒れて全然聞こえなかったということでしたので、津波警報が出ているのかわからないままであったケースもあったと思います。そのような中でもある学校では大きな地震があった際は、取りあえず高いところへ逃げるという指導が徹底されているということでした。それぞれの学校の高さや立地条件によって対応が違って来ると思うので、子どもを親に引き渡すということを書くよりも、まず高いところへ逃げさせて、色々な情報を手に入れてから親に引き渡すなど、臨機応変に出来るようにした方が良い気がします。

教育部副部長…なるべく現場の状況判断にお任せしたいというようには思っておりますが、現場からも一定の目安を定めて欲しいという要望もありますので、色々

と協議させていただいているところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 委員長閉会宣言

平成23年7月25日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（前田委員）